

堤根処理センター整備事業に係る  
条例環境影響評価方法書

令和2年7月

川崎市



# 目 次

第1章 指定開発行為の概要	1
1 指定開発行為者	1
2 指定開発行為の名称及び種類	1
3 指定開発行為を実施する区域	1
4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯及び内容	3
（1）目的及び必要性	3
（2）事業立案の経緯	3
（3）土地利用計画	15
（4）建築計画	17
（5）処理施設計画	21
（6）余熱利用計画	23
（7）公害防止計画	24
（8）緑化計画	29
（9）廃棄物処理計画	29
（10）収集運搬車両（ごみ関係車両）等車両計画	29
（11）供給計画	32
（12）排水計画	32
（13）防火・消火計画	32
（14）施工計画	32
（15）計画施設と既存施設の比較	36
第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに 環境影響の調査、予測及び評価の結果	39
1 予測・評価の結果	41
2 総合評価及び必要となる配慮事項	47
（1）計画の概要	47
（2）複数案の比較	47
（3）総合評価	47

第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の内容と指定開発行為者の見解	49
1 環境配慮計画書の縦覧等	49
2 意見書による意見と見解	51
3 市民意見の内容と指定開発行為者の見解	51
(1) 環境配慮に関する調査、予測及び評価の結果について	52
(2) その他	53
第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解	55
第5章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性	57
1 計画地及びその周辺地域の概況	57
(1) 気象の状況	57
(2) 地象の状況	60
(3) 水象の状況	64
(4) 植物、動物の状況	66
(5) 人口、産業の状況	68
(6) 土地利用状況	71
(7) 交通、運輸の状況	78
(8) 公共施設等の状況	82
(9) 史跡・文化財の状況	87
(10) 公害等の状況	89
(11) 法令等の状況	109
2 計画地及びその周辺地域の環境の特性	111
第6章 環境影響評価項目の選定等	113
1 環境影響要因の抽出	113
2 環境影響評価項目の選定	114

第7章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	121
1 大気	122
1. 1 大気質	122
1. 2 悪臭	130
2 土	134
2. 1 地盤（変状）	134
2. 2 土壌汚染	136
3 緑	140
3. 1 緑の質	140
3. 2 緑の量	144
4 騒音・振動・低周波音	146
4. 1 騒音	146
4. 2 振動	152
4. 3 低周波音	158
5 廃棄物等	162
5. 1 一般廃棄物	162
5. 2 産業廃棄物	164
5. 3 建設発生土	166
6 構造物の影響	168
6. 1 景観	168
6. 2 日照阻害	172
6. 3 テレビ受信障害	174
7 地域社会	176
7. 1 地域交通（交通混雑、交通安全）	176
8 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）	180
9 温室効果ガス	182

第8章 環境配慮項目の選定及び配慮方針	185
1 環境配慮項目の選定	185
2 環境配慮方針	186
第9章 関係地域の範囲	187
第10章 その他	189
1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類	189
2 条例方法書の作成者及び業務委託者の名称及び所在地	189
(1) 条例方法書の作成者	189
(2) 業務受託者	189
3 事業内容等に関する問合せ窓口	189
4 参考とした資料の目録	190
用語の解説	193

# 第 1 章 指定開発行為の概要



# 第 1 章 指定開発行為の概要

## 1 指定開発行為者

名 称：川崎市  
代 表 者：川崎市長 福田 紀彦  
住 所：川崎市川崎区宮本町 1 番地

## 2 指定開発行為の名称及び種類

名 称：堤根処理センター整備事業  
種 類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（第 3 種行為）  
廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第 1 種行為）  
本事業は、既存の廃棄物処理施設の建替を行うものであり、処理能力は既存施設と同等以下となるものの、建築面積等が大きくなることから、対象事業の種類は、「廃棄物処理施設の新設（第 1 種行為）」となる。

## 3 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区堤根 52 番（以下「堤根敷地」という。）  
川崎市幸区柳町 74 番 3（以下「柳町敷地」という。）  
（写 1-1、図 1-1 参照）

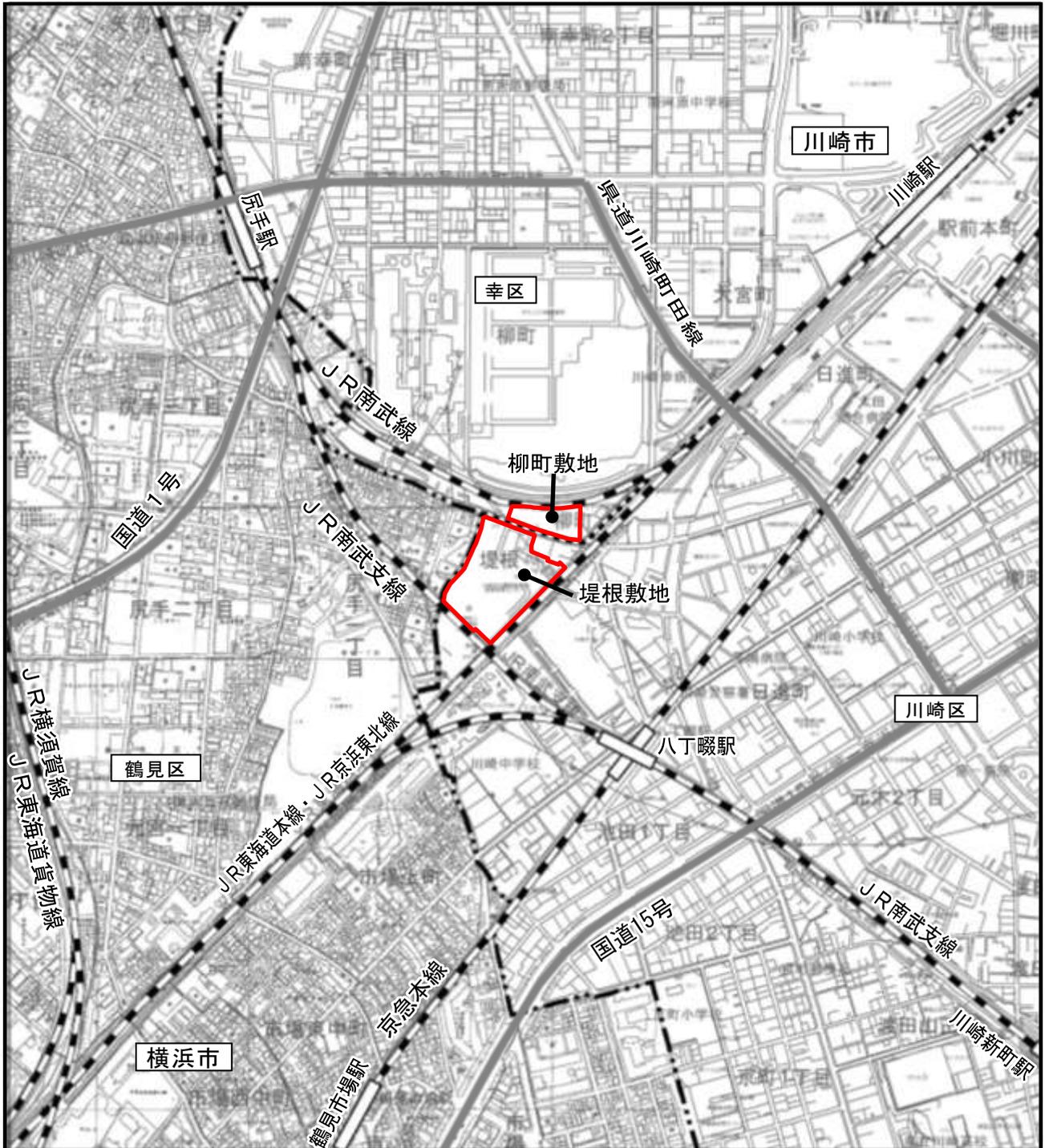
区域面積：約 26,000m<sup>2</sup>（準工業地域）

現 況：堤根処理センター

計画地は、図 1-1 に示すとおり、川崎区の北西端及び幸区の南端に位置し、現在は、堤根処理センターとして利用している。計画地南東側は東海道本線及び京浜東北線、南西側は南武支線、北西側は横浜市の境界線と接している。

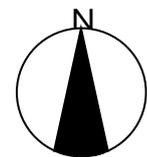
計画地周辺は住宅地や鉄道等となっており、計画地周辺の主要な道路網は、南東側約 500m に一般国道 15 号（第一京浜）、北西側約 500m に一般国道 1 号（第二京浜）、北東側約 500m に県道川崎町田線（一般県道 140 号線）が通っている。計画地周辺の主要な鉄道路線は、南東側に東海道本線、京浜東北線及び京急本線、南西側に南武支線、北側に南武線が通っており、最寄駅は、計画地南東側約 300m に位置する京急本線及び南武支線の八丁畷駅、北東約 1.0km に位置する東海道本線の川崎駅である。





凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 主要道路
- 鉄道



1 : 10,000



図1-1 計画地位置図

## 4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯及び内容

### (1) 目的及び必要性

近年、化石燃料を中心とした天然資源枯渇の懸念や地球温暖化問題等の地球規模での環境問題を契機に、社会経済活動やライフラインの変革を含め、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した持続的な循環型社会の形成を実現していくことが喫緊の課題となっている。

こうしたことから、本市では、3R（リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用する））の取組に重点を置き、循環型の廃棄物処理に向けた基本施策に取り組んでおり、平成27年度にごみ焼却量の目標値である37万トンを達成し、平成28年3月には、新たに「川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつながる エコ暮らしプラン）」を策定し、「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」を基本理念に、今後10年間の継続的な取組を推進することとしている。ごみ処理においては、ごみの減量にあわせて、平成27年度より、市内全体で通常3つの処理センターを稼働し、1つの処理センターを休止、建設中とする3処理センター体制への移行を実現しており、今後は、3処理センター体制での安定的なごみ処理を行うために、引き続き、ごみの減量化を進めるとともに、長期的な視点に立った施設整備が必要となっている。

これらを踏まえ、本事業では、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、最新の技術を用いた新たなごみ焼却処理施設を整備することを目的とする。

### (2) 事業立案の経緯

#### ア 廃棄物処理事業の状況

本市の廃棄物処理事業は、昭和の中期から都市機能の維持や生活環境の保全といった総合的な環境衛生対策と位置付け、いち早く機械式のごみ収集車両を導入し、毎日収集を実施するなど近代的な処理システムを構築してきた。

その中でも、処理システムの根幹となるごみ焼却処理施設については、図1-2及び表1-1に示すとおり、南北に細長い地形に4施設をバランスよく配置することにより、ごみ処理をこれまで停滞させることなく、安定的かつ効率的に実施してきた。

そして、ごみの減量、3Rの推進に取り組むことにより、ごみ焼却量の削減を

実現し、平成27年度からは、3処理センター体制へと移行した。現在は橘処理センターの建替を実施しており、次期建替施設として堤根処理センターの建替計画を進めている。

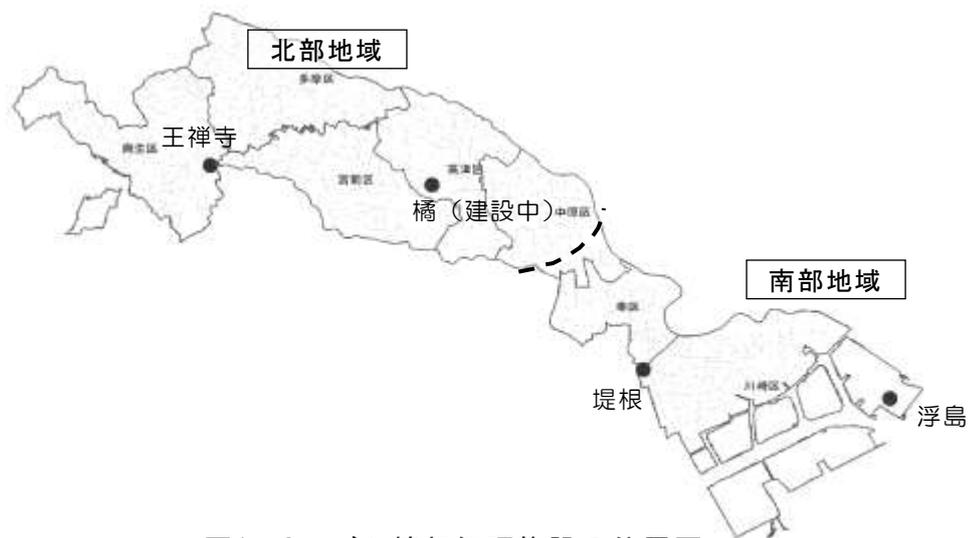


図1-2 ごみ焼却処理施設の位置図

表1-1 ごみ焼却処理施設の概要

施設名 区分	王禅寺処理センター	橘処理センター	堤根処理センター	浮島処理センター
所在地	麻生区王禅寺1285	高津区新作1-20-1	川崎区堤根52	川崎区浮島町509-1
着工・竣工 年 月	(着工) 平成19年12月 (竣工) 平成24年3月	建設中	(着工) 昭和51年3月 (竣工) 昭和54年3月	(着工) 平成3年12月 (竣工) 平成7年9月
敷地面積	約54,700m <sup>2</sup>	約24,500m <sup>2</sup>	約26,000m <sup>2</sup>	約59,500m <sup>2</sup>
公称処理能力	450 t /24h	600 t /24h	600 t /24h	900 t /24h
処理方式	ストーカ式	ストーカ式	ストーカ式	ストーカ式
集じん設備	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器	電気集じん器 洗煙塔(自立円筒形 スプレー式)	ろ過式集じん器

また、ごみ焼却量を削減し、リサイクルの推進のために必要である資源化処理施設の概要を表1-2(1)、(2)に示す。

表1-2(1) 資源化処理施設の概要（北部地域）

施設名 区分	王禅寺処理センター		橘処理センター
	粗大ごみ処理施設	資源化処理施設	資源化処理施設
所在地	麻生区王禅寺1285		高津区新作1-20-1
処理対象物	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ 小物金属	①空き缶 ②空き瓶 ③ペットボトル	ミックスペーパー
処理能力	40 t / 5 h ( 8 t / h )	① 20 t / 5 h ( 4 t / h ) ② 25 t / 5 h ( 5 t / h ) ③ 12.5 t / 5 h ( 2.5 t / h )	45 t / 5 h ( 9 t / h )
竣工年月	平成28年 3 月		建設中

表1-2(2) 資源化処理施設の概要（南部地域）

施設名 区分	南部リサイクル センター	浮島処理センター	
		粗大ごみ処理施設	資源化処理施設
所在地	川崎区夜光3-1-3	川崎区浮島町509-1	
処理対象物	①空き缶 ②空き瓶 ③ペットボトル	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ 小物金属	①ミックスペーパー ②プラスチック製容器包装
処理能力	① 28 t / 7 h ② 45 t / 5 h ③ 7 t / 7 h	50 t / 5 h ( 10 t / h )	①70 t / 10h ( 7 t / h ) ②55 t / 10h ( 5.5 t / h )
竣工年月	平成10年 3 月	平成 7 年 9 月	平成23年 2 月

イ 一般廃棄物処理基本計画（平成28年 3 月策定）

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき本市の一般廃棄物の処理に関する基本的な計画を定めたものである。その概要は次のとおりである。

基本理念：地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

計画期間：平成28年度～平成37年度（10年間）

目 標：・ 1 人 1 日あたりのごみ排出量を10%削減

998 g（H26）→ 898 g（H37）

・ ごみ焼却量を年間 4 万トン削減

37万トン（H26）→ 33万トン（H37）

※家庭系年間 2 万トン、事業系年間 2 万トン削減

目指すべき事項：埋立処分場の延命

## ウ 今後のごみ焼却処理施設の整備方針

本市では、平成23年10月に「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を策定し、その内容を踏まえ、平成24年8月に一般廃棄物処理基本計画の行動計画の改定において、3処理センター体制の実施を最重要施策の一つとして位置づけていた。

平成27年度に、ごみ焼却量が年間37万トンの目標値を達成する見込みとなったため、3処理センター体制の構築が可能となり、同年4月から3処理センター体制への移行を実施した。現在、最も稼働年数が長い橘処理センター（昭和49年稼働）を休止し建替工事を進めているところであり、橘処理センターが完成した後、堤根処理センター（昭和54年稼働）の建替を行うものである。

なお、今後、3処理センター体制での安定的なごみ処理を行うために、引き続き、ごみの減量化を進めるとともに、「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、長期的な視点に立った施設整備について検討を行っていくものとする。

また、堤根処理センター整備事業については、環境配慮計画書の内容や手続きの結果も踏まえ、より具体的な計画を進めており、令和元年12月に「堤根処理センター整備事業に関する施設基本計画書」を策定した。

エ 複数案を絞り込んだ経緯等

(ア) 複数案を絞り込んだ経緯

対象計画案については、図1-3に示すとおり、「堤根処理センター整備事業に関する施設基本計画書」の策定において、環境配慮計画書の予測評価結果、市民等の意見、環境配慮計画審査書等を基に、複数案についての環境配慮や利便性及び経済性の視点を踏まえ総合的な比較を行い、単一案への絞り込みを行った。

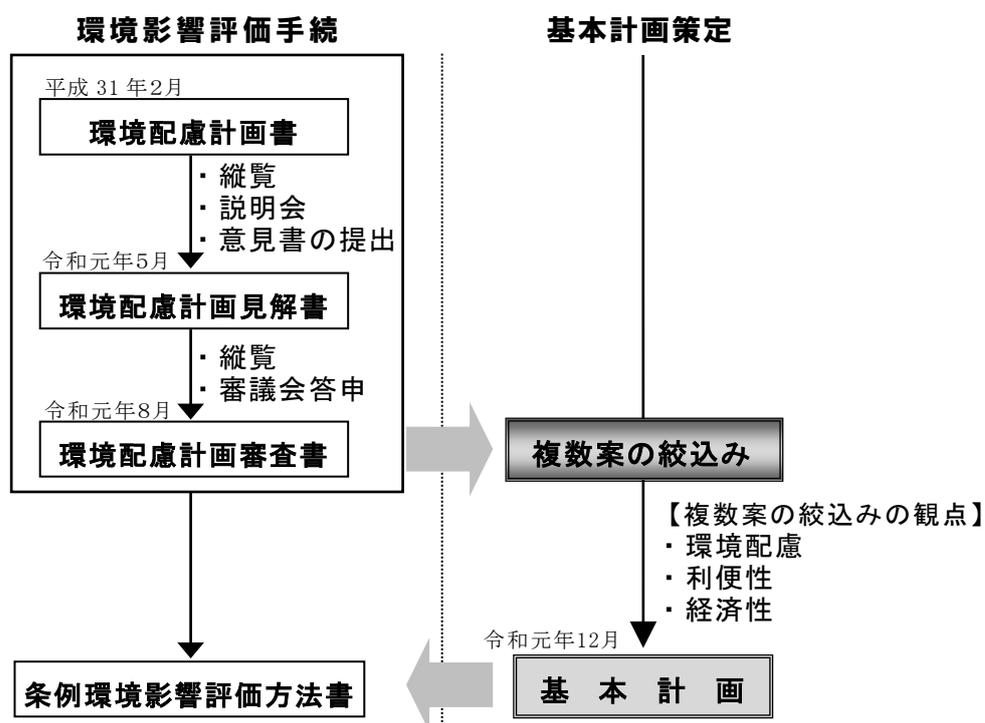


図1-3 複数案を絞り込んだ経緯

環境配慮計画書に示した複数案を、表 1-3、図 1-4 に示す。施設の配置に関するものを 2 案 (A 案、B 案)、煙突の高さに関するものを 2 案 (①案、②案) 設定した。

表 1-3 複数案の内容

項目 \ 計画案	A 案		B 案	
事業の位置	現在の堤根処理センターと同様の位置			
事業の規模	ごみ焼却処理施設 540 t /24h			
ごみ処理方式	ストーカ式 (ごみ焼却施設)			
施設配置	ごみ焼却処理施設を東海道本線と平行に配置 (現状と同様の配置)		ごみ焼却処理施設を東海道本線と垂直に配置 (現状から反時計回りに 90 度回転した配置)	
構内動線	北東側から搬入出する動線			
項目 \ 計画案	A-①案	A-②案	B-①案	B-②案
煙突高さ	100m	130m	100m	130m

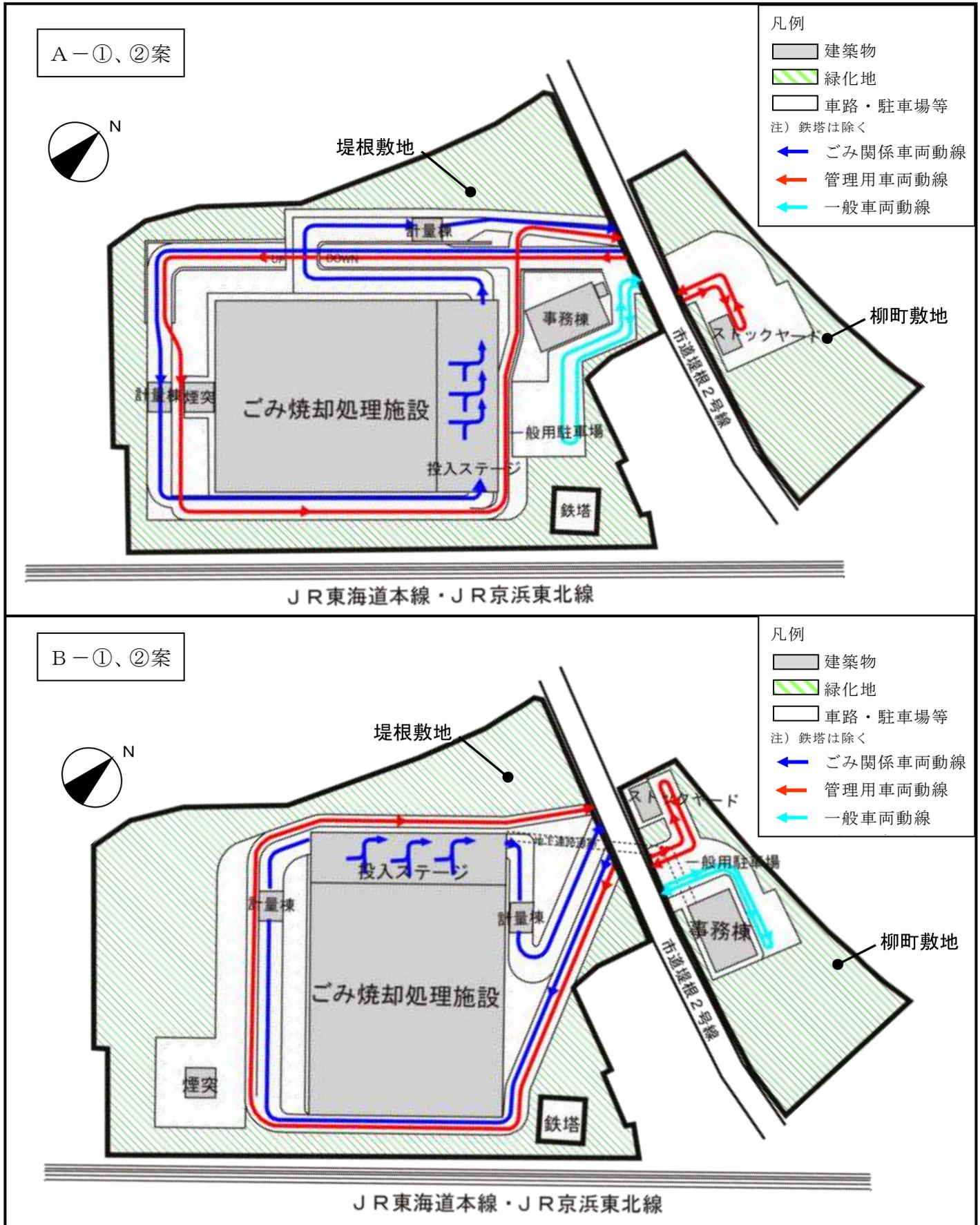


図 1-4 複数案の内容

(イ) 施設配置、煙突高さの絞込みの結果

複数案の絞込みについては、表1-4に示すとおり利便性及び経済性に関する事項も含め総合的評価により選定した。絞込みの結果は、表1-5(1)～(3)に示すとおりである。

なお、環境配慮計画書に示した複数案については、市民等から2通の意見があり、悪臭、騒音、電波、日照及び都市景観の観点により、A案を望む意見がみられた。

表1-4 評価項目

評価項目	内容
<b>I 環境配慮に関する事項</b>	
1. 大気質	施設の稼働に伴う排ガスによる影響がないものとする。
2. 悪臭	施設の稼働に伴う悪臭による影響がないものとする。
3. 騒音・振動	施設の稼働に伴う騒音・振動による影響がないものとする。
4. 建造物影響	電波や日照による影響がないものとする。
5. 緑	緑化地が確保できるものとする。
6. 都市アメニティ	都市景観に優れたものとする。
<b>II 利便性に関する事項</b>	
7. 場内車両動線のわかりやすさと安全性	場内車両動線は、交錯が少なくわかりやすく、安全性を確保するものとする。
8. 収集車待車スペースの確保	収集車の待車スペース（入口から計量棟までの場内道路）は、できるだけ長く確保するものとする。
9. 来場者への安全性	来場者の動線は、安全に配慮するものとする。
10. 計量の円滑さ	計量は、円滑に行われるものとする。
<b>III 経済性に関する事項</b>	
11. 経済性	施設の解体から稼働までに伴う費用について、経済面を配慮するものとする。

表1-5(1) 総合評価

項目	計画案	A案		B案	
		A-①案 100m	A-②案 130m	B-①案 100m	B-②案 130m
I 環境配慮に関する事項					
1. 大気質	○ 現状よりもさらに厳しい値を公害防止自主基準値として定め、これを遵守することにより排出量を可能な限り抑制するため、大気質への影響は小さい。また、煙突高さに関して対象計画案に優位な差はない。				
2. 悪臭	○ 現状と同様の配置であり、ごみ焼却処理施設出入口から最寄り住宅地までの距離はそれぞれ北東側の住宅地に対して入口から45m、出口から50m程度確保できるため、施設の稼働による環境の変化は小さい。		△ 現状の施設を反時計回りに90度回転させた配置であり、ごみ焼却処理施設出入口から最寄り住宅地までの距離は、それぞれ西側住宅地に対して入口から15m、北側住宅地に対して出口から45m程度確保できるが、A案に比べやや劣る。		
3. 騒音・振動	○ 敷地境界において規制基準を遵守するよう適切な対策を講じる計画であることから、騒音・振動の影響に関して、対象計画案に優位な差はない。				
4. 建造物影響	○ 施設配置については、適切な対策を講じることにより対象計画案に優位な差はない。	△ 施設配置については、適切な対策を講じることにより対象計画案に優位な差はないが、煙突高さ及び煙突幅が①案より大きく、テレビ受信障害が発生する可能性や日照障害による影響範囲が広くなり、①案よりやや劣る。	○ 施設配置については、適切な対策を講じることにより対象計画案に優位な差はない。	△ 施設配置については、適切な対策を講じることにより対象計画案に優位な差はないが、煙突高さ及び煙突幅が①案より大きく、テレビ受信障害が発生する可能性や日照障害による影響範囲が広くなり、①案よりやや劣る。	
5. 緑	△ 一定以上の緑化地を確保するが、まとまった緑化地の確保についてはB案よりやや劣る。		○ 一定以上の緑化地を確保し、堤根敷地側の西側から南側にかけて、まとまった緑化地を確保できる。		

注) ○：優れている。 △：やや劣る。 ×：劣る。

表1-5(2) 総合評価

項目	計画案	A案		B案	
		A-①案 100m	A-②案 130m	B-①案 100m	B-②案 130m
I 環境配慮に関する事項					
6. 都市アメニティ	○ 現状と同様の配置であり、都市景観の変化は小さい。	△ 煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きく、視認される部分が大きくなり、①案よりやや劣る。	△ 現状の施設を反時計回りに90度回転させた配置であり、住宅地付近からの眺望景観が大きく変化すると予測されるため、A案よりやや劣る。	×	× 現状の施設を反時計回りに90度回転させた配置であり、住宅地付近からの眺望景観が大きく変化すると予測されるため、A案よりやや劣る。また、煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きく、視認される部分が大きくなり、①案よりやや劣る。
II 利便性に関する事項					
7. 場内車両動線のわかりやすさと安全性	○ 円滑に車両が通行できる動線である。				
8. 収集車待車スペースの確保	○ 一定以上の待車スペース（入口から計量棟までの場内道路）は確保できる。				
9. 来場者への安全性	○ 来場者用の車両動線が確保できるため、安全性は確保できる。				
10. 計量の円滑さ	○ 搬入、搬出ともに計量までの動線が長く円滑である。	△ 搬出側の計量までの動線が短くA案に比べやや劣る。			

注) ○：優れている。 △：やや劣る。 ×：劣る。

表1-5(3) 総合評価

項目	計画案	A案		B案	
		A-①案 100m	A-②案 130m	B-①案 100m	B-②案 130m
III 経済性に関する事項					
11. 経済性		○ 敷地境界と建築物の間のスペースが狭い箇所はB案より少なく経済性は若干優れるが大きな差ではなくほぼ同等である。	△ 煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きく、工事費に影響がでるため、①案よりやや劣る。	○ 敷地境界と建築物の間のスペースが狭い箇所があり経済面の影響はA案に比べてやや劣るが大きな差ではなくほぼ同程度である。	△ 煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きく、工事費に影響がでるため、①案よりやや劣る。
総合評価		○	△	△	×
		現状からの変化が小さいことから、環境配慮及び利便性に優れた案である。	(施設配置についてはA-①案と同様)煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きくなることにより、経済性がやや劣る。	現状からの変化が大きいことから、環境影響及び利便性がやや劣る。	(施設配置についてはB-①案と同様)煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きくなることにより、経済性がやや劣る。

注) ○：優れている。 △：やや劣る。 ×：劣る。

以上を踏まえ、最終的に決定した計画（表1-6参照）とその理由は以下のとおりである。

【施設配置】

環境配慮に関する事項については、A案はまとまった緑化地の確保についてはB案よりやや劣るものの、一定以上の緑化地を確保することができ、さらに、B案より住宅地までの距離を確保できるため、悪臭による影響が小さくなると思われる。また、A案は現状と同様の配置であり、都市アメニティへの影響も小さい。

利便性に関する事項については、場内車両動線のわかりやすさと安全性、収集車待車スペースの確保、来場者への安全性についてはA案、B案に優位な差はみられないが、計量の円滑さについて、A案は搬入、搬出ともに計量までの動線が長く円滑であることから、B案と比べて優れていると考えられる。

経済性に関する事項については、A案、B案に大きな差はなく、ほぼ同程度である。

したがって、施設配置としては、A案を採用した。

【煙突高さ】

環境配慮に関する事項については、①案（煙突高さ100m）及び②案（煙突高さ130m）は、環境に及ぼす大気環境影響について比較検討を行ったところ、最新の排ガス処理設備の設置等により、大気汚染物質の排出量を可能な限り抑制することから、各案とも大気環境への負荷は十分小さくなっている。そこで、他の環境に及ぼす影響について比較検討した結果、①案は、建造物影響及び都市アメニティへの影響が②案に比べ小さいと考えられる。

利便性に関する事項については、①案、②案に差はなく、同程度である。

経済性に関する事項については、①案は、②案に比べて煙突高さ及び煙突幅が小さく、経済性に優れていると考えられる。

したがって、煙突高さは、①案（煙突高さ100m）を採用した。

表1-6 対象計画の内容(単一案への絞込みの結果)

区 分	事業計画	備考
事業の位置	現在の堤根処理センターと同様の位置	単一案
事業の規模	ごみ焼却処理施設 540 t /24h	
ごみ処理方式	ストーカ式（ごみ焼却施設）	
構内動線	北東側から搬入出する動線	
施設配置	ごみ焼却処理施設を東海道本線と平行に配置（現状と同様の配置）	複数案のうち、A案を採用
煙突高さ	100m	複数案のうち、①案を採用

### (3) 土地利用計画

計画地の土地利用計画の概要は、表1-7及び図1-5に示すとおりである。

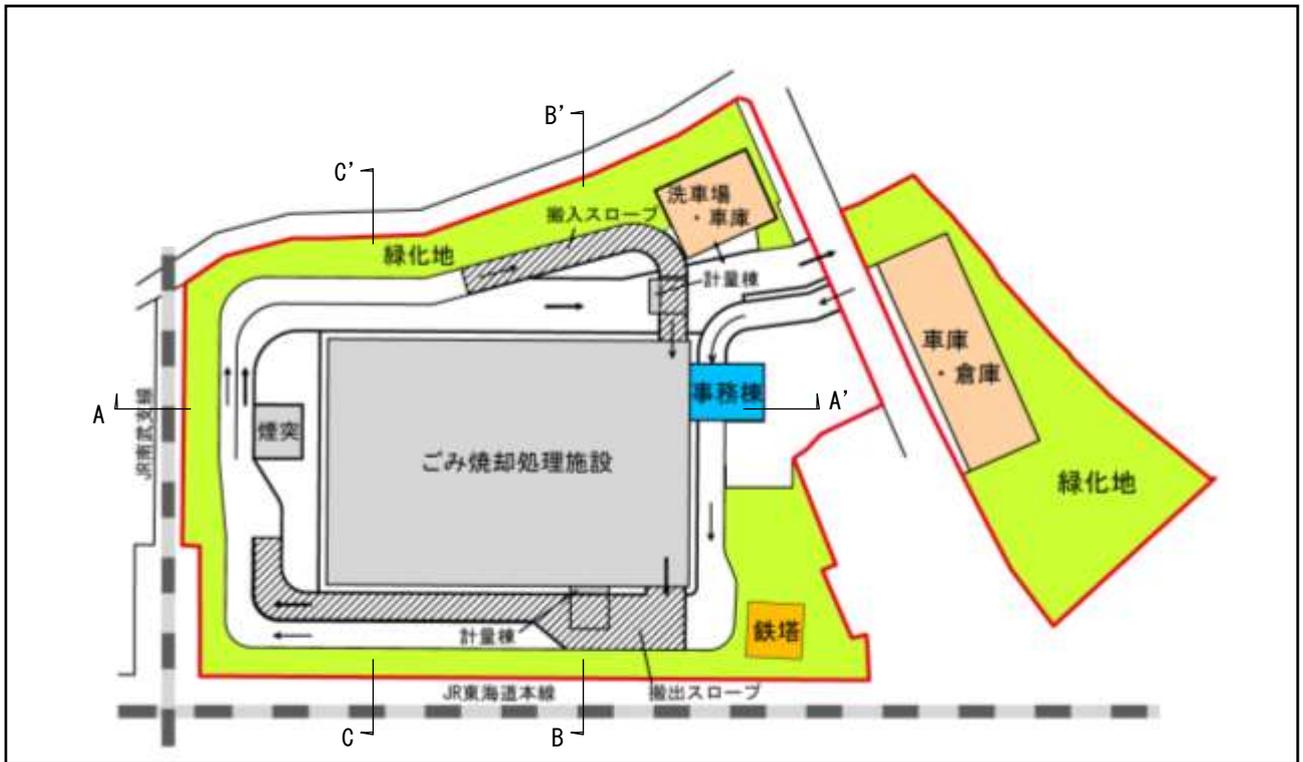
建物配置は、現状と同様にごみ焼却処理施設を東海道本線と平行に配置し、煙突は南西側に配置することとし、搬入・搬出スロープには一部屋根を設け、騒音の発生を抑えるなど影響が低減するように配慮した。

さらに、ごみ焼却処理施設は災害時などの非常時においても重要なライフラインとして生活環境を保全し、迅速かつ適正な処理が求められることから、浸水対策として一部設備の高さを確保する計画とする。

また、構内動線は反時計回りの動線とする計画としていたものの、災害時などの一部設備の高さを確保する施設配置の検討を行った結果、構内への入口を北東側に設け時計回りの動線で入口に隣接する形で出口を設けることとした。

表1-7 土地利用計画

区分		面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)
建築物等	ごみ焼却処理施設 (煙突、計量棟含む)	約 6,500	約 25
	事務棟 (エントランス)	約 300	約 1
	車庫、倉庫等	約 1,700	約 6.5
	搬入・搬出スロープ	約 1,700	約 6.5
	合計	約 10,200	約 39
車路及び一般駐車場等		約 9,100	約 35
緑化地		約 6,500	約 25
鉄塔		約 200	約 1
合計		約 26,000	100



凡例

- |  |  |
|--|--|
|  計画地      |  搬入・搬出スロープ  |
|  ごみ焼却処理施設 |  車路及び一般駐車場等 |
|  事務所      |  緑化地        |
|  車庫、倉庫等   |  鉄塔         |

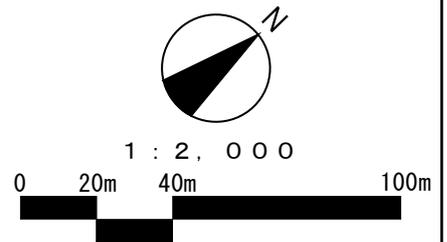


図 1-5 土地利用計画図

#### (4) 建築計画

建築計画の概要は表1-8に、計画施設の断面図及び立面図は図1-6(1)～(5)に示すとおりである。

建築面積、建物高さについては最新の排ガス処理設備の設置等により公害防止設備を充実させることから、既存施設と比較して大きくなる (p. 36、表1-18参照)。また、地下構造物として、搬入したごみを一時貯留するためのごみピットを設ける。

その他、市民の環境学習の場として、施設見学を積極的に取り入れるために、ごみ焼却処理施設に見学ルートを設定する。見学ルートは、子どもや高齢者、障がい者等にも見学しやすいバリアフリーに配慮したものとする。

表1-8 建築計画の概要

項目	堤根敷地	柳町敷地
建築面積	約 9,000m <sup>2</sup>	約 1,200m <sup>2</sup>
建物高さ(最高)	約 40m	約 16m
煙突高さ	100m	—
区域面積	約 26,000m <sup>2</sup>	
その他	搬入したごみを一時貯留するためのごみピットを設ける。	—

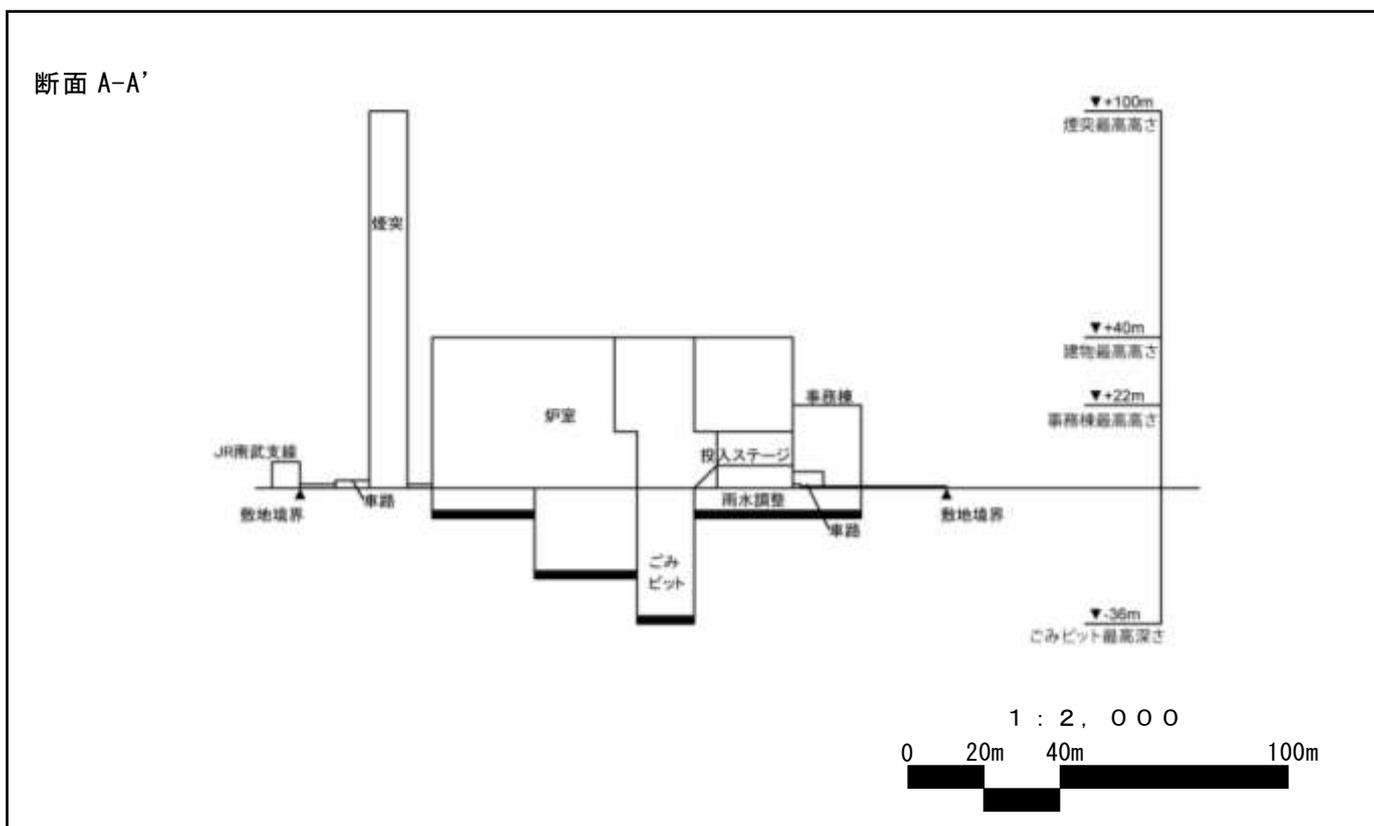
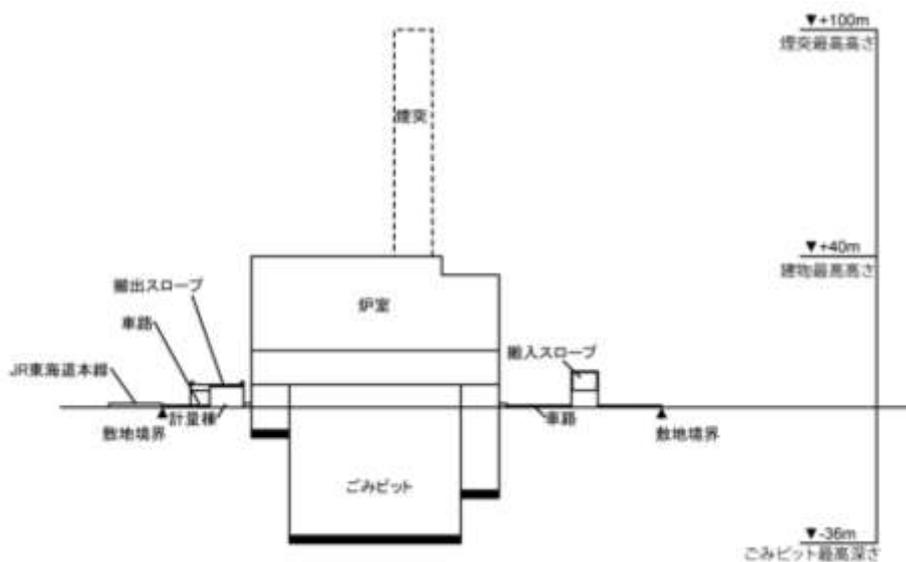
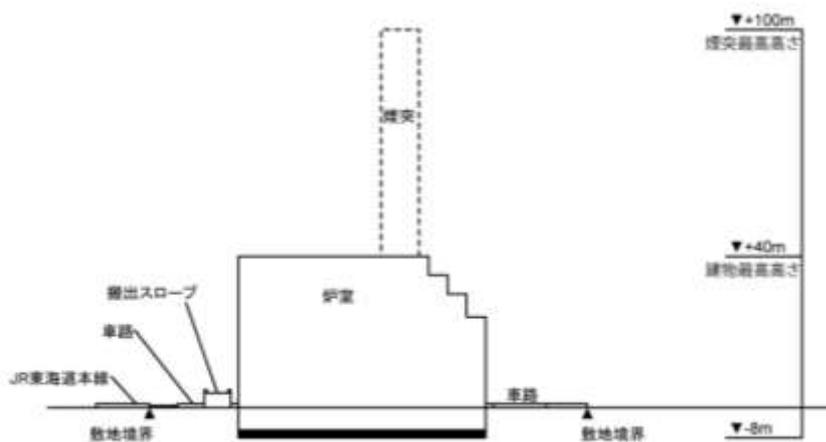


図1-6(1) 断面図

断面 B-B'



断面 C-C'

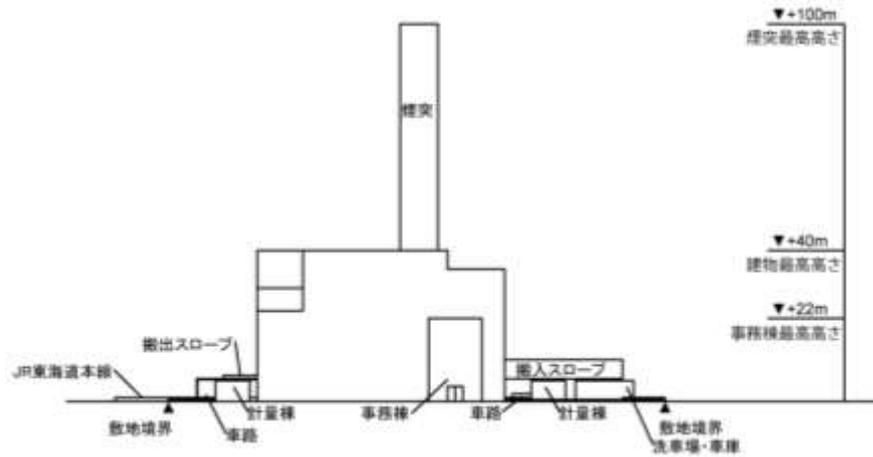


注) 断面B-B'、断面C-C' では煙突位置は参考として記載している。



図1-6(2) 断面図

北東側（堤根敷地）



南東側（堤根敷地）

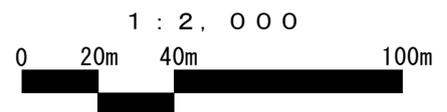
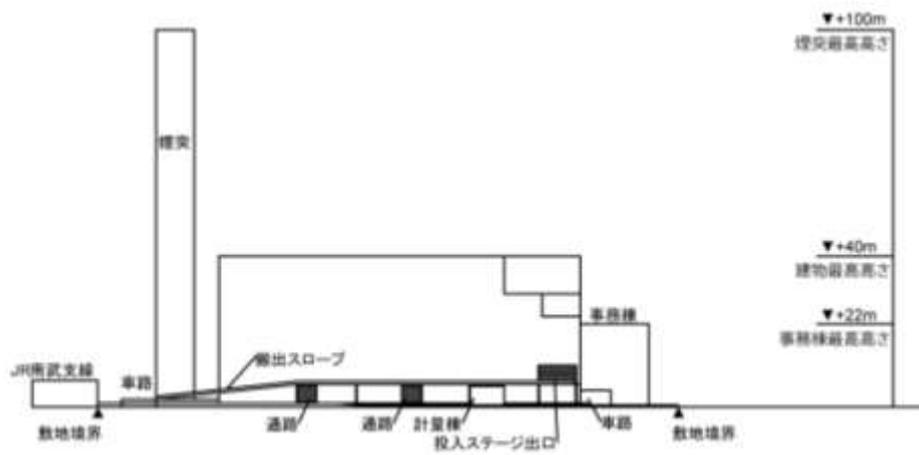
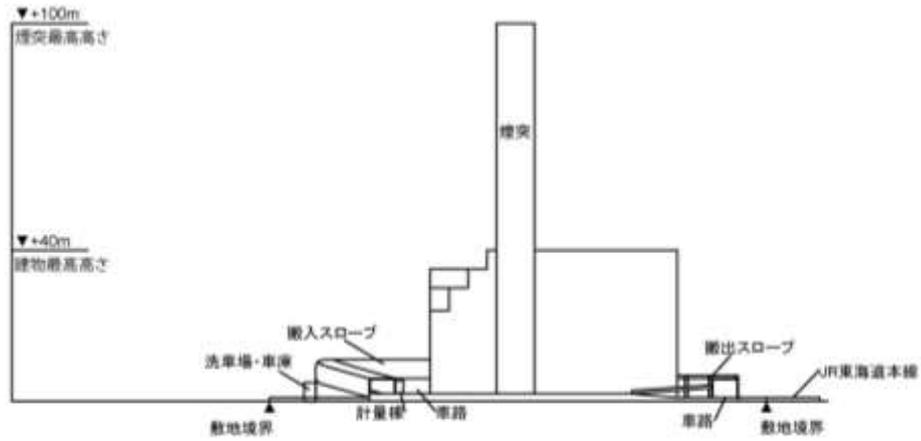


図1-6(3) 立面図

南西側（堤根敷地）



北西側（堤根敷地）

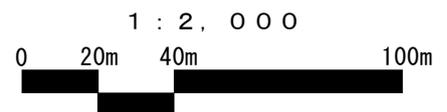
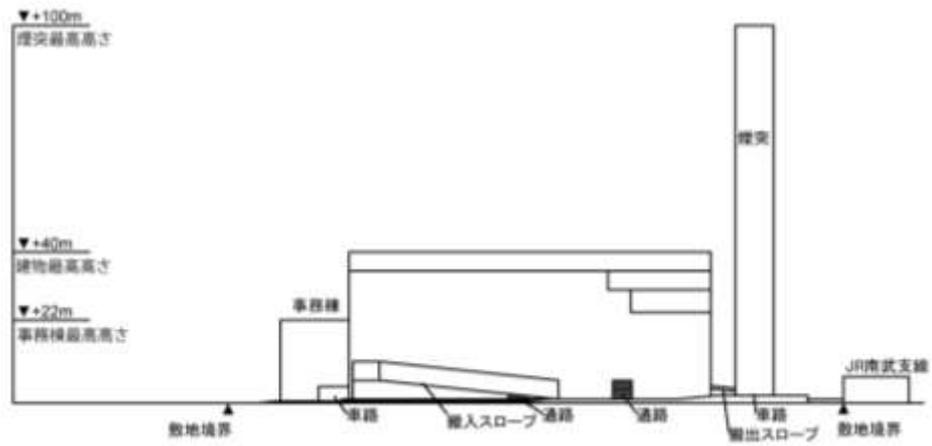


図1-6(4) 立面図

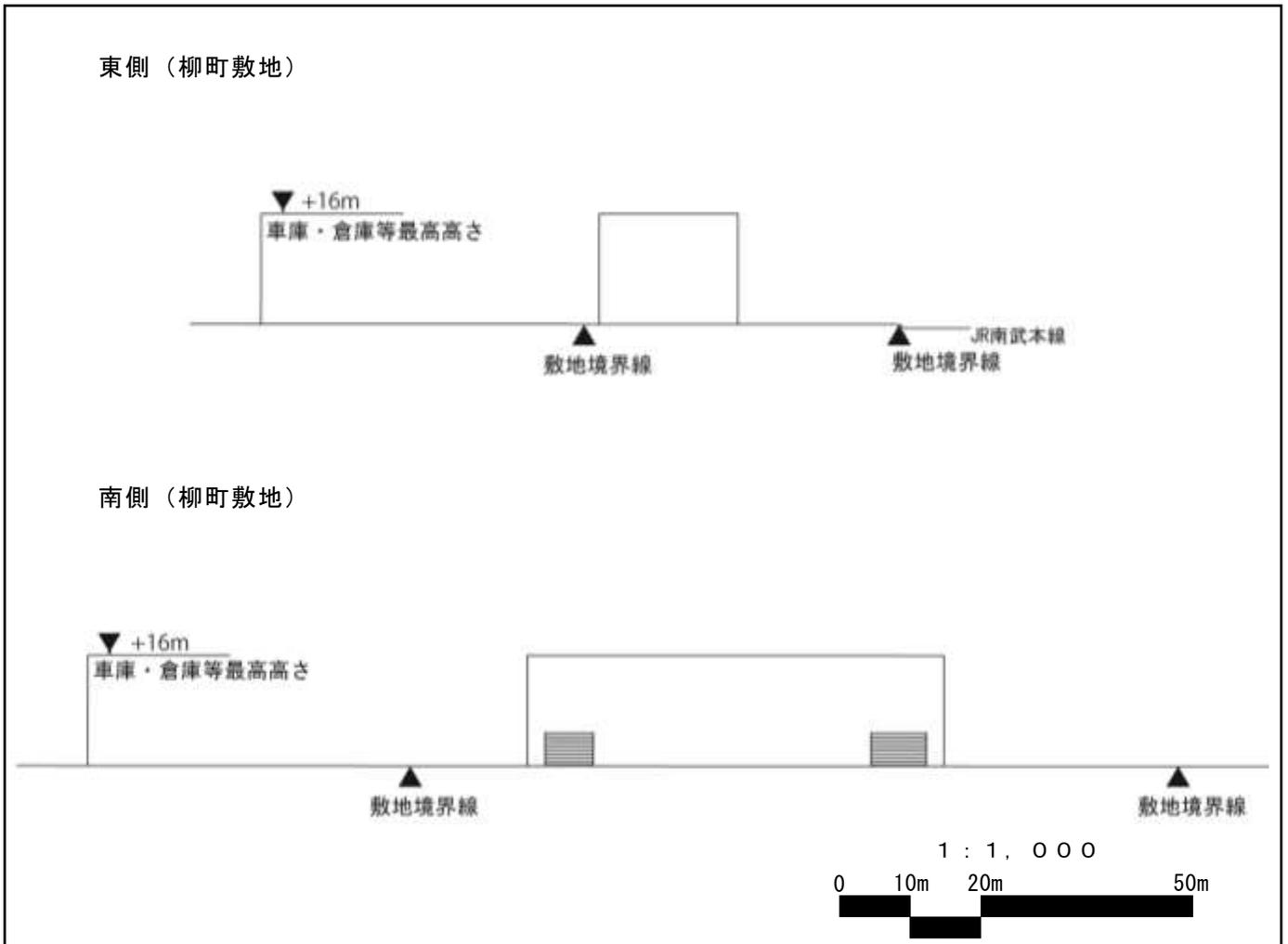


図1-6(5) 立面図

(5) 処理施設計画

処理施設計画の概要は表1-9に示すとおりである。

ごみ焼却処理施設は、通年、24時間連続処理を行い、焼却に伴う余熱を利用する。

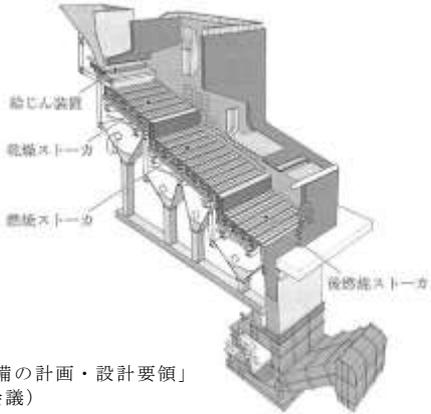
ごみの搬入は週に6日から7日行う。

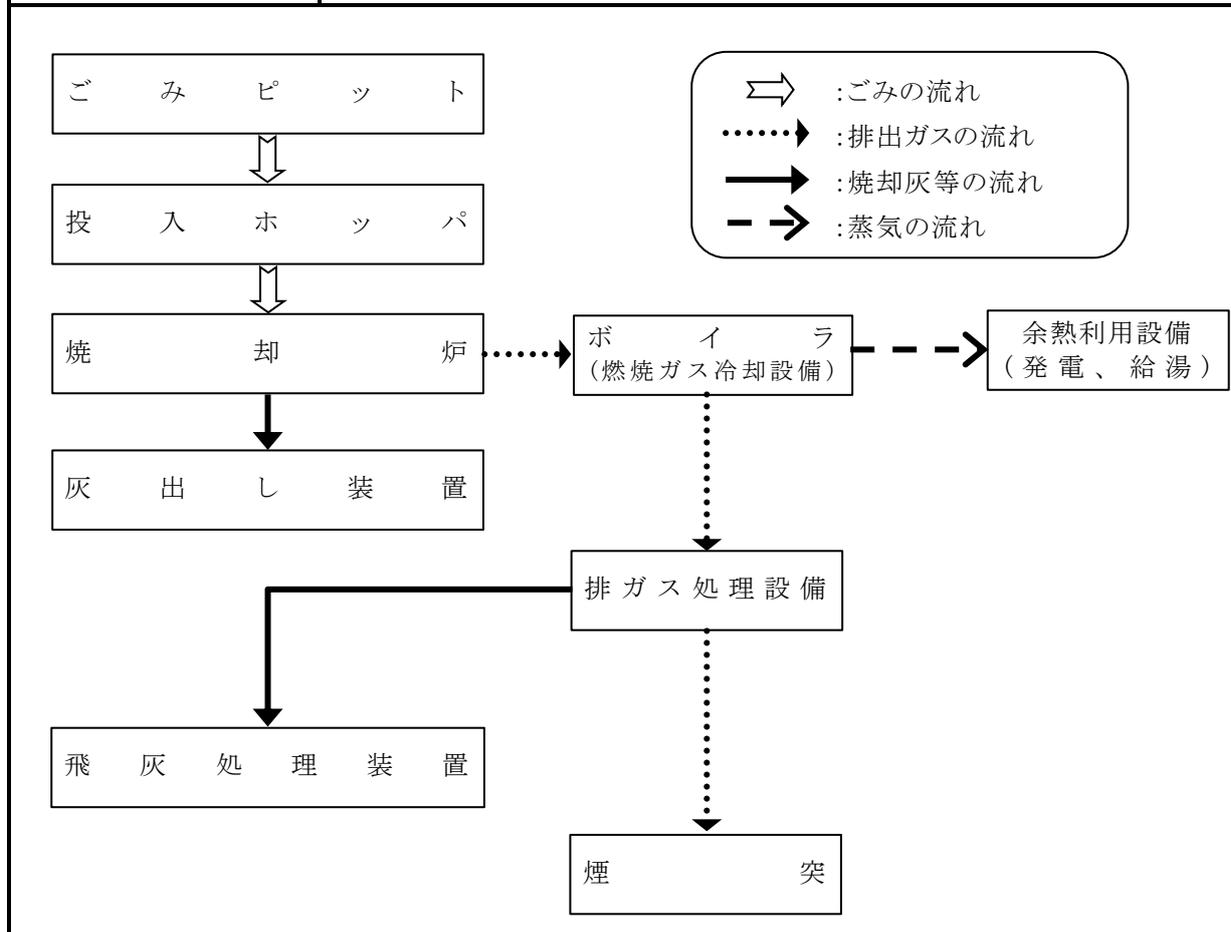
表1-9 処理施設計画の概要

施設	項目	仕様等
ごみ焼却処理施設	施設規模	540 t /24h
	処理方式	ストーカ式（ごみ焼却施設）
	搬入・処理日	搬入：6～7日/週 処理日：通年
	余熱利用	高効率の発電設備を設置し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力の売電を行う。

ごみ焼却処理施設の主要設備等の概要及びごみ焼却処理フローを表1-10に示す。

表1-10 主要設備等の概要及びごみ焼却処理フロー

項目	概要
処理方式	<p>ストーカ式（ごみ焼却施設）</p> <p>耐熱鋳物で作った火格子と呼ばれるブロックを組み合わせることで燃焼床（ストーカ）を作り、この上でごみを焼却する焼却方式。</p>  <p>出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議）</p>
排ガス処理	<p>ばいじん除去装置（集じん装置）</p> <p>有害ガス（塩化水素、硫黄酸化物等）除去装置</p> <p>窒素酸化物除去装置（脱硝設備）</p> <p>ダイオキシン類除去装置</p>
余熱利用	発電、給湯
発電設備	蒸気タービン発電機
煙突高さ	100m



## (6) 余熱利用計画

東日本大震災以降、長期安定的なエネルギーの確保が重要視されるとともに、パリ協定の発効を受けて温室効果ガスの大幅な排出削減が求められている。平成30年7月3日に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」では、バイオマス発電を含む再生可能エネルギーの主力電源化を目指すなど、再生可能エネルギーは重要なエネルギー源として位置づけられており、廃棄物処理における余熱利用方法の検討が重要となっている。

これを踏まえ、ごみ焼却による余熱は、蒸気タービン発電機を用いて高効率発電を行い、余剰電力を売電するとともに、蒸気をプラント内での使用、施設内の給湯等に利用する。施設外については、近隣の余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）に余熱（蒸気）を供給する計画とする。また、計画施設は、エネルギー回収率23%を達成することができる計画とする。なお、本施設の稼働は令和15年度を予定しているため、今後も法改正及び社会情勢を見据えて、エネルギー回収率の向上について柔軟に対応していくこととする。

主な市内ごみ焼却処理施設のエネルギー回収率は表1-11に示すとおりである。

表1-11 主な市内ごみ焼却処理施設のエネルギー回収率

項目	橘処理センター（新設）	王禅寺処理センター
エネルギー回収率	21.5%以上	約17%（発電効率）

## (7) 公害防止計画

### ア 大気汚染

本事業の大気汚染防止対策としては、表1-12(1)に示すとおり、計画施設の立地条件、近年の排ガス処理技術の動向や同規模施設での基準値の設定状況を調査し、法や条例の基準値よりも厳しい値または同等の値を公害防止自主基準値として設定し、これを遵守する設備とする。その他、本事業における大気汚染防止対策は表1-12(2)に示すとおりである。

表1-12(1) 排出ガス基準

項目	公害防止自主基準値	法規制値等	
ばいじん	0.008g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.04g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	大気汚染防止法 (4t/h以上の廃棄物焼却炉)
硫黄酸化物	8ppm以下	K値=1.17 (400ppm相当)	大気汚染防止法施行規則 別表第1
塩化水素	8ppm以下	430ppm以下	大気汚染防止法(廃棄物焼却炉)
窒素酸化物	24ppm以下	250ppm以下	大気汚染防止法 (廃棄物焼却炉(連続炉))
ダイオキシン類	0.008ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	ダイオキシン類対策特別措置法 (4t/h以上の廃棄物焼却炉、 新設：平成12年1月15日以降設置)
水銀	30μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	30μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	大気汚染防止法 (火格子面積2m <sup>2</sup> 以上若しくは焼却能力200kg/h以上、 新設：平成30年4月1日以降設置)
カドミウム及びその化合物	0.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 別表第7
塩素	1ppm以下	1ppm以下	
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素	2.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	2.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
鉛及びその化合物	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
アンモニア	50ppm以下	50ppm以下	
シアン化合物	10ppm以下	10ppm以下	

注) 排出ガス濃度は、酸素濃度12%換算値。なお、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則において定める物質については、希釈しない状態において測定した数値に対して適用する。

表1-12(2) 本事業における大気汚染防止対策

<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出ガスは、最新の排ガス処理設備の設置等により、法や条例よりも厳しい値または同等の値を公害防止自主基準値として設定し、地域環境への影響が最小となるように配慮する。</li> <li>・ごみ質の均一化を図り、安定した燃焼を維持し、焼却炉の適正な燃焼管理と排ガス処理効率の高い最新設備の導入により、ダイオキシン類等の発生の抑制を図る。</li> <li>・ごみ関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底するとともに、市のごみ収集車両については可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を導入する。</li> </ul>
--

## イ 騒音・振動

本事業の騒音、振動防止対策としては、表1-13(1)に示すとおり、法や条例の基準値を遵守する設備とする。本事業における騒音、振動防止対策は表1-13(2)に示すとおりであり、発生源となる設備については、基本的に建屋内に設置するとともに、機器の内容に応じた適正な騒音、振動防止対策を講じる計画である。

表1-13(1) 騒音、振動基準

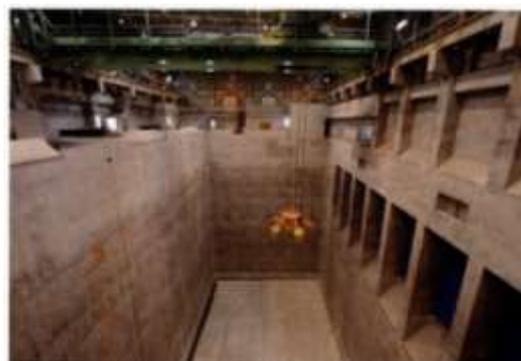
項 目		法規制値等	
騒音	6:00～8:00	60デシベル以下	騒音規制法 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第13
	8:00～18:00	65デシベル以下	
	18:00～23:00	60デシベル以下	
	23:00～6:00	50デシベル以下	
振動	8:00～19:00	65デシベル以下	振動規制法 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第14
	19:00～8:00	60デシベル以下	

表1-13(2) 本事業における騒音、振動防止対策

- ・騒音の発生源となる設備は、基本的に屋内へ設置し、機器類は低騒音の機器の採用に努める。
- ・振動の発生源となる大型の送風機や蒸気タービン発電機等は基礎構造を強固にするなどの適切な対策を取り、地域環境への影響が最小となるように配慮する。
- ・消音器や防振ゴムの設置などの適切な対策を取り、地域環境への影響が最小となるように配慮する。
- ・ごみ関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。
- ・計画地内の段差を可能な限りなくし、ごみ関係車両の走行による振動の発生を抑制する。

## ウ 悪臭

本事業の悪臭防止対策としては、表1-14(1)に示すとおり、法や条例の基準値を遵守する設備とする。本事業における悪臭防止対策は表1-14(2)に示すとおりであり、ごみピット内（写1-2参照）を負圧に保ち、臭気の外部への流出を防ぐとともに、ごみを焼却するための燃焼用空気として燃焼処理するなどの措置を講じる計画である。



写1-2 ごみピット内

出典：「王禅寺処理センターのごみ焼却施設のしくみ」  
(川崎市ホームページ)

表1-14(1) 悪臭基準

項 目		法規制値等		
敷地境界	物質濃度	アンモニア	1 ppm以下	悪臭防止法
		メチルメルカプタン	0.002ppm以下	
		硫化水素	0.02ppm以下	
		硫化メチル	0.01ppm以下	
		二硫化メチル	0.009ppm以下	
		トリメチルアミン	0.005ppm以下	
		アセトアルデヒド	0.05ppm以下	
		スチレン	0.4ppm以下	
		プロピオン酸	0.03ppm以下	
		ノルマル酪酸	0.001ppm以下	
		ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下	
		イソ吉草酸	0.001ppm以下	
		プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下	
		ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下	
		イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下	
		ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下	
		イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下	
		イソブタノール	0.9ppm以下	
		酢酸エチル	3 ppm以下	
		メチルイソブチルケトン	1 ppm以下	
トルエン	10ppm以下			
キシレン	1 ppm以下			
臭気指数	午前8時～午後11時	18以下	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 別表第10	
	午後11時～午前8時	15以下		
煙突出口	物質濃度 <sup>注2)</sup>	悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出した値		
	臭気指数	午前8時～午後11時	38以下	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 別表第10
午後11時～午前8時		35以下		

注1) 敷地境界での物質濃度定期測定項目：アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル

注2) アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。

表1-14(2) 本事業における悪臭防止対策

- ・ごみピット内の空気を、強制的に炉内に吸引してごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部への流出を防ぐとともに、ごみを焼却するための燃焼用空気として燃焼処理する。
- ・投入ステージの出入口には、エアーカーテン及び自動扉を設置し臭気の流出を防止する。
- ・ごみピットの開口部は気密性の高い投入扉等とし、開閉時間を可能な限り短縮する。
- ・すべての焼却炉の休止時は、ごみピット内の空気を脱臭装置に送って、活性炭吸着等によって処理する。

## エ 水質汚濁

施設全体からの排水は、プラント系排水（灰出し排水やプラントホームの洗浄排水、洗車排水等）と生活排水がある。プラント系排水及び生活排水は、排水処理設備で適正な処理を行った後、できる限り施設内で再利用し、排水量の低減に努め、再利用できない分については公共下水道へ放流する計画であり、本施設から公共用水域への放流は行わない。なお、放流量は現時点では未定であるが、下水道への放流にあたっては、「下水道法」、「川崎市下水道条例」の基準を遵守することとし、基準が厳しい「50m<sup>3</sup>/日以上」の値を公害防止自主基準値として設定する。本施設が該当する「入江崎水処理センターの処理区」の基準は表1-15(1)、(2)に示すとおりである。

また、雨水については、施設内に設ける雨水調整池に一旦貯留した後、散水等に再利用することとし、余剰分を公共下水道へ放流する計画である。

表1-15(1) 排水の基準（下水道排除基準（入江崎処理区））

対象物質及び項目		基準値（排水量 50m <sup>3</sup> /日以上）	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	
	シアン化合物	1 mg/L 以下	
	有機燐化合物	0.2mg/L 以下	
	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	
	砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	
	チウラム	0.06mg/L 以下	
	シマジン	0.03mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	
	ベンゼン	0.1mg/L 以下	
	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	ほう素及びその化合物	230mg/L 以下	
	ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下	
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	
			下水道法 <sup>注1)</sup>
			川崎市下水道条例 <sup>注2)</sup>

注1) 下水道法最終改正：平成27年5月20日法律第212号

注2) 川崎市下水道条例最終改正：平成25年12月24日水道局規程第69号

表 1-15(2) 排水の基準（下水道排除基準（入江崎処理区））

対象物質及び項目		基準値（排水量 50m <sup>3</sup> /日以上）			
その他の項目又は物質	温度	45℃未満		川崎市下水道条例 <sup>注3)</sup>	
	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満		下水道法 <sup>注2)</sup>	
	生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/L 未満			
	浮遊物質（SS）	600mg/L 未満			
	ノルマルヘキサン	鉱油類	5 mg/L 以下		
	抽出物質含有量	動植物油脂類	30mg/L 以下	10mg/L 以下 <sup>注1)</sup>	下水道法 <sup>注2)</sup> 川崎市下水道条例 <sup>注3)</sup>
	窒素含有量	240mg/L 未満		下水道法 <sup>注2)</sup>	
	磷含有量	32mg/L 未満			
	よう素消費量	220mg/L 未満		川崎市下水道条例 <sup>注3)</sup>	
	フェノール類	0.5mg/L 以下		下水道法 <sup>注2)</sup>	
	銅及びその化合物	3 mg/L 以下			
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下			
	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下			
	マンガン及びその化合物（溶解性）	1 mg/L 以下			
	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下			
	ニッケル及びその化合物	1 mg/L 以下		川崎市下水道条例 <sup>注3)</sup>	
色汚染度	排水を希釈しない状態で 12 度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で 1 対 1 に希釈した状態で 8 度以下とする。				
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。				

注 1) 排水量500m<sup>3</sup>/日以上の上業場に適用。

注 2) 下水道法最終改正：平成27年 5 月20日法律第212号

注 3) 川崎市下水道条例最終改正：平成25年12月24日水道局規程第69号

#### オ 土壌汚染

ごみピット、灰出し装置、飛灰処理設備の灰ピットの壁面・床面は、水密性のコンクリートを使用し、ピット内の水が地下に浸透しないように対策を講じ、土壌汚染を防止する計画である。

#### カ 地盤沈下

施設の稼働に伴う地盤沈下を防止するため、施設で使用する用水については、上水を使用し、地下水の揚水は行わない計画である。また、既存施設において、地下水の揚水は行っていない。

#### キ 化学物質

排ガス処理や排水処理に伴い、水酸化ナトリウムやアンモニアといった薬品等の化学物質を取り扱うが、法令等に基づき適正に管理を行う計画である。

なお、既存施設において、薬品等（アンモニア、塩酸等）の化学物質が漏えいした事実は確認されていない。

## (8) 緑化計画

今後の詳細な事業計画の検討の中で、可能な限り緑化地を確保し、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を満足する計画とすることとし、現状の緑被率(約8%)を上回る、計画地全体の25%以上の緑被率を確保する。

なお、植栽樹種は既存緑地や近隣地で良好に生育している樹木を選定するなど、緑の連続性を考慮し、周辺環境と調和した緑の創出に配慮する。

## (9) 廃棄物処理計画

本施設からの一般廃棄物としては、焼却に伴う焼却灰及び焼却飛灰が発生する。これらについては、浮島埋立事業所にて埋立処分を行う。焼却飛灰に含まれる重金属類は、薬剤固化等により溶出防止の処理を行ったのち、搬出を行う。焼却灰については、資源化技術の開発動向を注視していく。

なお、既存施設においても、焼却灰及び焼却飛灰については適正に処理を行ったのち、浮島埋立事業所にて適正に処分されている。

## (10) 収集運搬車両(ごみ関係車両)等車両計画

ごみ関係車両の種類は、表1-16(1)に示すとおりである。また、ごみ関係車両台数は、表1-16(2)に示すとおり、ごみ焼却処理施設の能力が現在とほぼ同等程度であることから、現状と同程度と考える。計画施設では、休日もごみ搬入を行うが、ごみ関係車両台数は50台/日未満である。なお、ごみの減量・リサイクル、資源集団回収等を推進することで、ごみ収集車両等の関係車両の台数削減に努めていく。

また、これらの車両の走行ルートは、図1-7に示すとおりである。

表1-16(1) ごみ関係車両の種類

区 分	内 容
ごみ収集車両	家庭ごみは現在と変わらず、川崎区、幸区及び中原区の一部の家庭ごみが搬入される。その他、事業系一般廃棄物が搬入される。
ごみ積替車両	市内から排出されるごみを各処理センターでバランスよく処理するため、加瀬クリーンセンター（中継施設）に輸送されたごみを堤根処理センターに搬入する車両である。
灰運搬車両	堤根処理センターから出る焼却灰及び焼却飛灰を搬出するための車両であり、浮島埋立事業所まで輸送する。

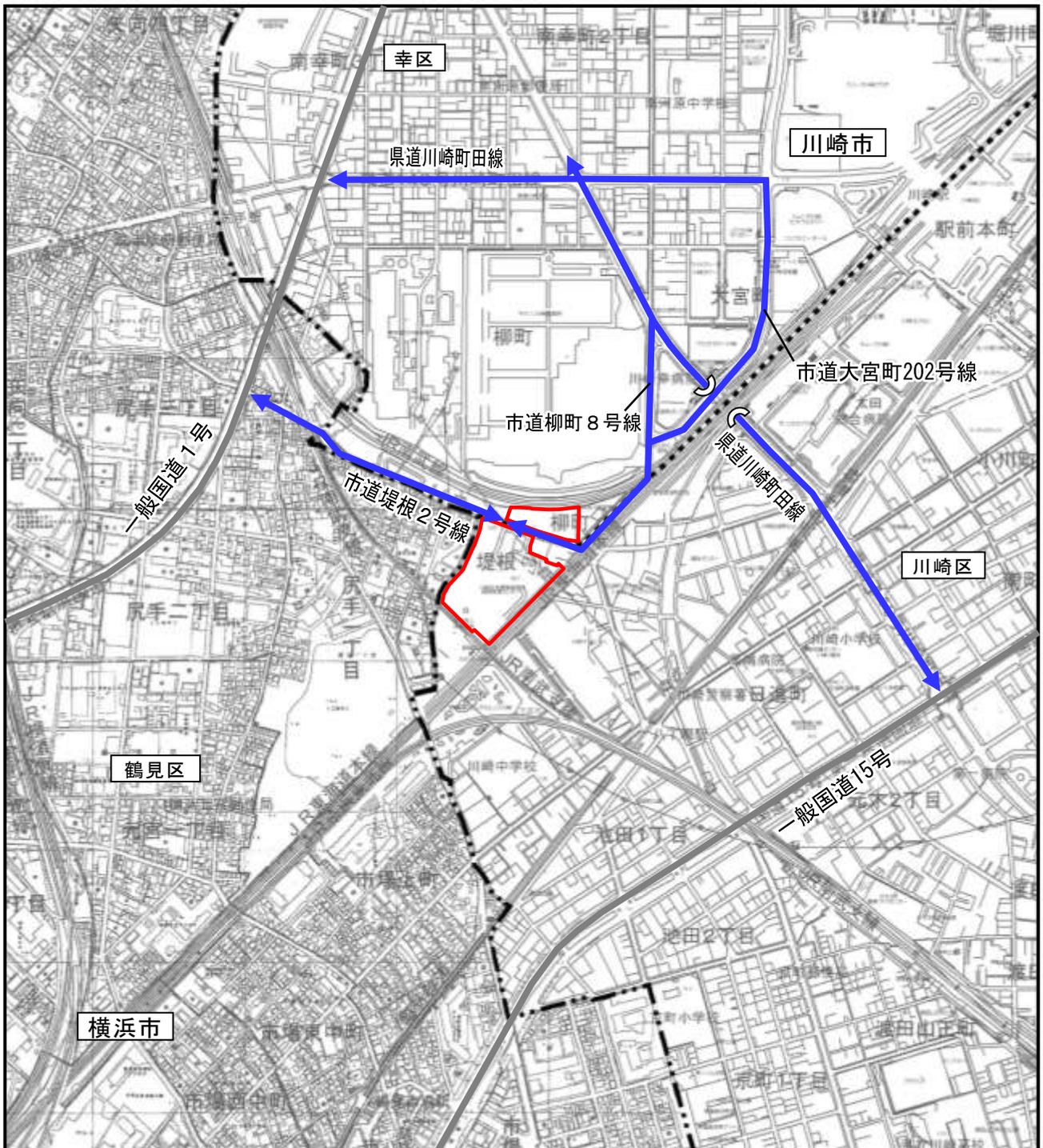
注) この他に、堤根処理センターにて利用する薬品等を運送する管理用車両がある。

表1-16(2) ごみ関係車両台数（片道）

区 分			台 数			
			将来		現況	
			平日	休日（日曜）	平日	休日（日曜）
ごみ収集 車両	市収集車両	2 t 車	230台/日 程度	50台/日 未満	230台/日 程度	—
	許可業者	—注1)				
ごみ積替車両		10 t 車	20台/日 程度	—	20台/日 程度	—
灰運搬車両		10 t 車	10台/日 程度	—	10台/日 程度	—
合 計			260台/日 程度	50台/日 未満	260台/日 程度	—

注1) 許可業者のごみ収集車両は、許可業者により使用している車種が異なる。

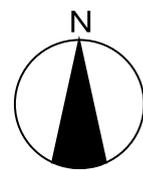
注2) 管理用車両については、1回/7日間程度で走行する。



凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境

← ごみ関係車両走行ルート



1 : 10,000



図1-7 ごみ関係車両走行ルート図

### (11) 供給計画

電気の供給については、敷地北東の市道堤根2号線側から既存の堤根処理センターに準じたルートで供給を受ける計画であり、特別高圧受電とする。

また、給水について、上水は、敷地北東の市道堤根2号線側から既存の堤根処理センターに準じたルートで供給を受けるものとし、工業用水(雑用水)についても、敷地西側の既存の堤根処理センターに準じたルートで供給を受ける。

### (12) 排水計画

施設からの排水は、プラント系排水(灰出し排水やプラットホームの洗浄排水、洗車排水等)と生活排水がある。プラント系排水及び生活排水<sup>注)</sup>は、排水処理設備で適正な処理を行った後、できる限り施設内で再利用し、排水量の低減に努める計画であり、再利用できない分については、公共下水道に放流する。

注) 災害時も独立して稼働できるように、し尿も含めた生活排水の処理を行う。

### (13) 防火・消火計画

「消防法」等により、消火栓や防火水槽を設けるとともに、はしご車の活動範囲、活動空地、連結送水管等について整備する計画である。

### (14) 施工計画

#### ア 工事工程

工事工程は、表1-17に示すとおりである。

工事期間は、準備工事が約1年、地上部解体撤去工事が約3年、地下部解体撤去工事が約3年、建設工事(実施設計含む)が約6.5年とし、全体で約10年を予定している。

表1-17 工事工程

工種	年次										
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
準備工事	■										
地上部解体撤去工事		■	■	■							
地下部解体撤去工事				■	■	■					
建設工事(実施設計含む)				■	■	■	■	■	■	■	
試運転											■

## イ 工事用車両の走行ルート

主な工事用車両は、大型車として資材運搬車両、ダンプトラック、コンクリートミキサー車等、小型車としては工事従事者の通勤車両等である。工事用車両の出入りに際しては、図 1-8 に示すとおり、計画地前面の市道堤根 2 号線及び県道川崎町田線等を利用する計画である。

## ウ 工事中の環境保全対策

### (ア) 排出ガス及び騒音・振動対策

建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型を使用する。敷地境界には仮囲い（鋼板製高さ約 2～3 m）を設置する。また、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。

資材運搬車両については、より低公害・低燃費車両の使用に努めるとともに、エコドライブ等を励行するよう指導・監督を行う。また、車両が集中しないよう工程の管理等を行う。

### (イ) 粉じん対策

埃や砂じんの飛散を防止するため養生を行い、作業毎に適した工法、手法の採用や適宜散水等を行う。また、解体撤去工事にあたっては、アスベストやダイオキシン類の飛散防止対策を実施する。

工事用車両の退出の際には必要に応じてタイヤ洗浄を行い、周辺道路の汚損を防止するとともに、道路清掃を適宜行う。

### (ウ) 悪臭防止対策

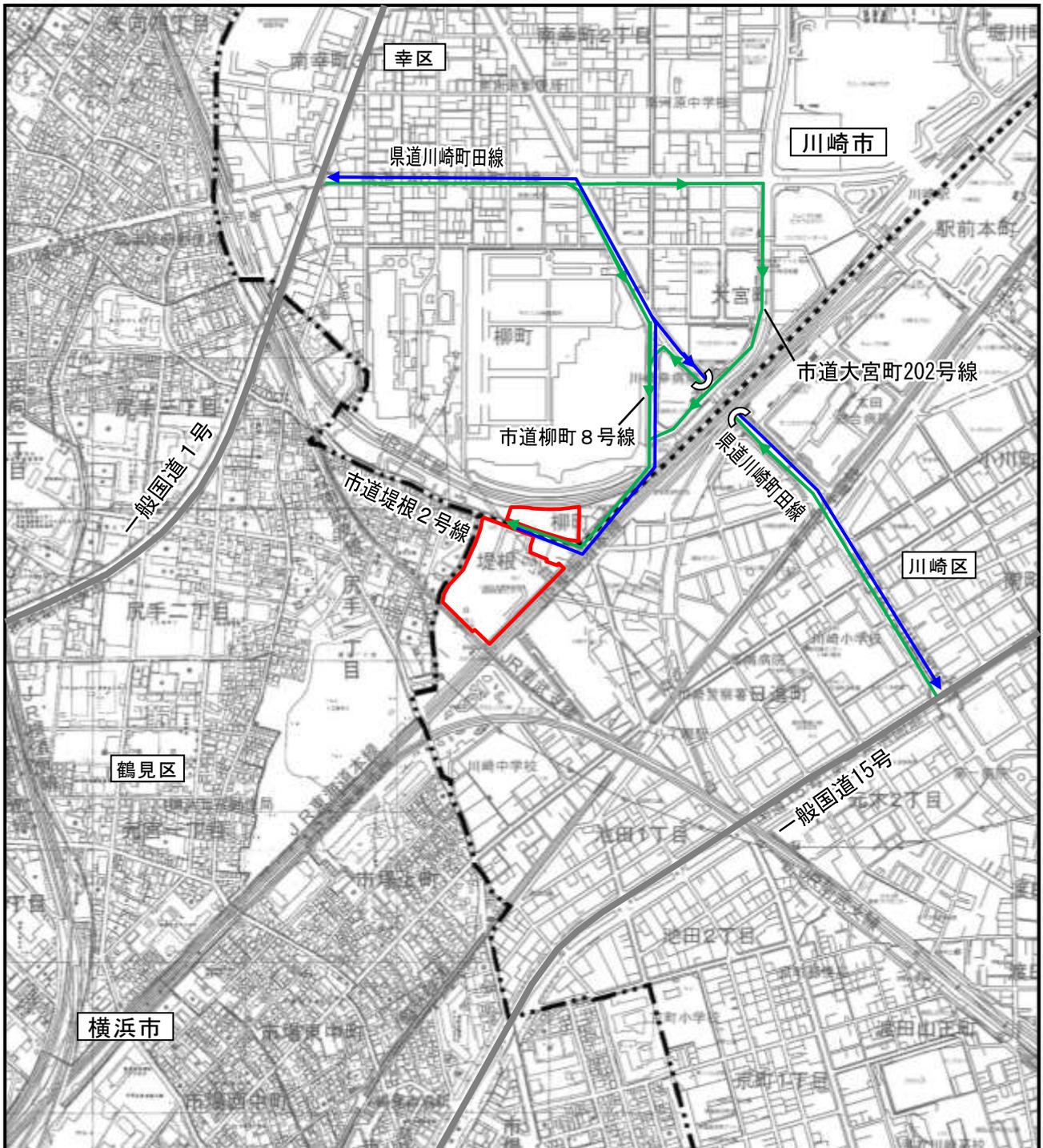
防水工事や塗装工事を行う際には材料及び施工方法を検討し、低 VOC 塗装を使用することで悪臭の発生抑制に努める。

### (エ) 水質汚濁防止対策

雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、公共下水道へ放流する。

### (オ) 土壌汚染対策

本事業の実施にあたっては「土壌汚染対策法」に基づき、計画地内の調査を行い、必要に応じて適切な対策を実施する。



凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境

- ← 工事用車両走行ルート (搬入)
- ← 工事用車両走行ルート (搬出)



1 : 10,000



図 1-8 工事用車両走行ルート図

#### (カ) 廃棄物対策

工事に伴って発生する廃棄物については、種類に応じて分別を徹底し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づき適正に再資源化、処理及び処分を行う。

#### (キ) 交通安全対策

資材運搬車両等については、敷地への搬入出経路を指定するとともに、車両の出入り口等には、交通誘導員を配置する。

#### (ク) フロン対策

既存の堤根処理センターにおけるフロン類の使用機器として業務用エアコンがあるが、これらは、解体前に回収業者にフロン類の回収を委託し、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づき適正に処理を行う。

#### (ケ) その他

本工事ではごみピット等の地下掘削を行うことから、工事に際して山留壁等の設置を行う。

また、工事中に発生した土は、可能な限り計画地内で利用し、残土発生量を削減するよう配慮する。建設残土を計画地外に搬出する場合には、土壌汚染対策法の検査項目や埋立処分場の受入基準を満足することを確認した上で、埋立処分を行う。

#### エ 造成計画

ごみ焼却処理施設は災害時などの非常時においても重要なライフラインとして生活環境を保全し、迅速かつ適正な処理が求められることから、「洪水ハザードマップ」（川崎市ホームページ）等で定められている浸水水位に基づき浸水対策として、「宅地造成に関する工事の技術指針」（川崎市）による盛土を行う計画とする。

なお、盛土は、大規模な斜面はなく、土地の安定性に影響が及ばない計画とする。

(15) 計画施設と既存施設の比較

計画施設と既存の堤根処理センターの処理能力、焼却処理方式、公害防止自主基準値等の比較を表1-18に示す。計画施設は、排出ガスについて既存施設よりも更に環境に配慮した施設とする。

表1-18 計画施設と既存施設の比較

項 目		計画施設	既存施設			
ごみ焼却処理施設 (煙突、計量棟含む)	処理能力	540 t /24h	600 t /24h			
	焼却処理方式	ストーカ式	ストーカ式			
	余熱利用 設備	施設内熱利用	発電、給湯	発電、給湯、暖房		
		施設外利用	給湯、冷暖房	給湯、冷暖房		
	エネルギー回収率	23%以上	約6% (発電効率)			
	建物高さ(最高)	約40m	約30m			
	煙突高さ	100m	約85m			
	建築面積	約6,500m <sup>2</sup>	約5,400m <sup>2</sup>			
公害防止自主基準値	排出ガス <sup>注)</sup>	煙突 排 出 ガ ス	ダイオキシン類	0.008ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
			ばいじん	0.008g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.03g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
			硫黄酸化物	8 ppm以下	40ppm以下	
			窒素酸化物	24ppm以下	67ppm以下	
			塩化水素	8 ppm以下	20ppm以下	
			水銀	30 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	50 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
			カドミウム及びその化合物	0.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
			塩素	1 ppm以下	1 ppm以下	
			ふっ素、ふっ化水素及び ふっ化珪素	2.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	2.5mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
			鉛及びその化合物	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
			アンモニア	50ppm以下	50ppm以下	
			シアン化合物	10ppm以下	10ppm以下	
法規制値	騒音	敷地境界	昼間(8:00~18:00)	65デシベル以下	65デシベル以下	
			朝(6:00~8:00)	60デシベル以下	60デシベル以下	
			夕(18:00~23:00)	60デシベル以下	60デシベル以下	
			夜間(23:00~6:00)	50デシベル以下	50デシベル以下	
	振動		昼間(8:00~19:00)	65デシベル以下	65デシベル以下	
			夜間(19:00~8:00)	60デシベル以下	60デシベル以下	
	悪臭		敷地境界	アンモニア	1 ppm以下	1 ppm以下
				メチルメルカプタン	0.002ppm以下	0.002ppm以下
				硫化水素	0.02ppm以下	0.02ppm以下
				硫化メチル	0.01ppm以下	0.01ppm以下
				二硫化メチル	0.009ppm以下	0.009ppm以下
				臭気指数	8:00~23:00	18
23:00~8:00	15	15				

注) 排出ガス濃度は、酸素濃度12%換算値。なお、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則において定める物質については、希釈しない状態において測定した数値に対して適用する。

なお、既存の堤根処理センターの概況は図1-9に示すとおりである。

【既存の堤根処理センターの概況】

- ① 設置施設 : ごみ焼却処理施設 (600 t / 24h)
- ② 煙 突 : 敷地南西側に設置、高さ約 85m
- ③ 車両動線 : 北東側から入退場する。
- ④ 収集対象物 : 一般ごみ
- ⑤ ごみ関係車両の種類 : ごみ収集車両 (230 台/日程度)、ごみ積替車両 (20 台/日程度)、  
灰運搬車両<sup>注)</sup> (10 台/日程度)  
注) 焼却灰及び焼却飛灰は浮島埋立事業所で処分
- ⑥ 余熱利用 : 発電及びヨネッティー堤根への蒸気の供給  
(温水プールや冷暖房等に利用)
- ⑦ その他 : 地下構造物として、収集したごみを一時貯留するための  
ごみピットを設置

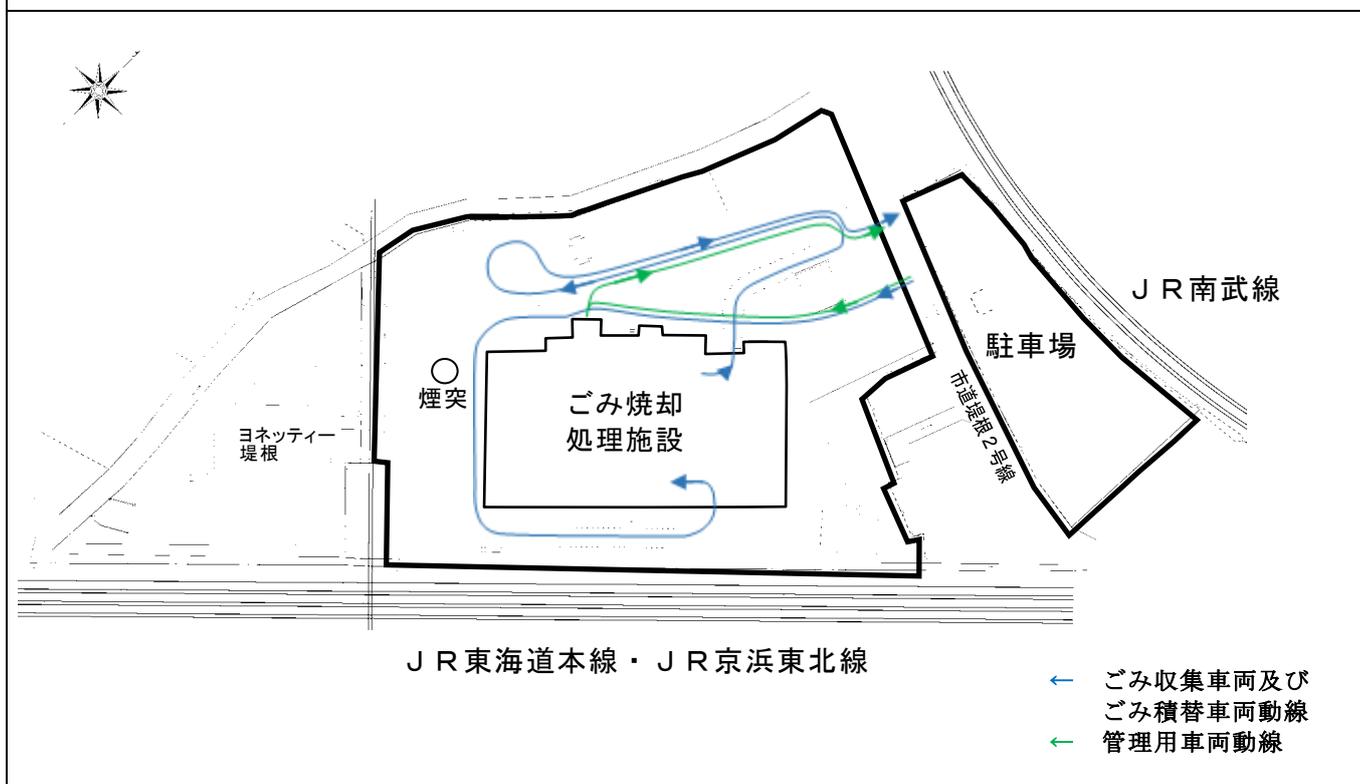


図1-9 既存の堤根処理センターの概況

